

令和2年度答申第17号
令和2年7月2日

諮問番号 令和2年度諮問第9号（令和2年5月29日諮問）
審査庁 文部科学大臣
事件名 高等学校等就学支援金受給資格消滅処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、A教育委員会（以下「処分庁」という。）が、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金支給法」という。）4条の規定に基づく高等学校等就学支援金（以下単に「就学支援金」という。）の受給資格の認定を受けていた審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、当該受給資格が消滅したことを確認する処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

(1) 就学支援金の受給資格とその認定について

ア 就学支援金支給法3条1項は、高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有するもの（以下「生徒等」という。）に対し、当該高等学校等における就学について就学支援金を支給すると規定している。ただし、同条2項3号及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施

行令（平成22年政令第112号）1条2項（令和2年政令第89号による改正前のもの）は、就学支援金が支給される月の属する年度（当該月が4月から6月までの月であるときは、その前年度）分の生徒等の保護者等（生徒等に親権を行う者がいるときは、その者をいう。以下同じ。）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額（保護者等が二人以上いるときは、その全員の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額）が50万7,000円以上である者に対しては、就学支援金を支給しないと規定している。

イ 就学支援金支給法4条は、生徒等が就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する高等学校等の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事（当該高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合にあつては、都道府県教育委員会。ウにおいて同じ。）に対し、当該高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定（以下「受給資格の認定」という。）を申請し、受給資格の認定を受けなければならないと規定している。

ウ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「就学支援金支給法施行規則」という。）3条2項は、都道府県知事は、受給資格の認定をしたとき、又は受給資格の認定をしなかったときは、就学支援金支給法4条に規定する申請を行った者に対し、その者が在学する高等学校等の設置者を通じて、その旨を通知しなければならないと規定している。

(2) 就学支援金の支給について

ア 就学支援金支給法6条1項は、都道府県知事（支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合にあつては、都道府県教育委員会）は、受給資格の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）に対し、就学支援金を支給すると規定している。

イ 就学支援金支給法6条2項は、就学支援金の支給は、受給権者が受給資格の認定の申請をした日（当該申請が支給対象高等学校等の設置者に到達した日をいう。ウにおいて「申請日」という。）の属する月から始め、当該就学支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わると規定している。

ウ 就学支援金支給法6条3項は、受給権者がやむを得ない理由により受

給資格の認定の申請をすることができなかった場合において、やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、やむを得ない理由により当該申請をすることができなくなった日を申請日とみなして、前項の規定を適用すると規定している。

(3) 就学支援金の受給事由消滅の届出について

ア 就学支援金支給法施行規則4条1項は、支給対象高等学校等の設置者は、当該支給対象高等学校等に在学する受給権者に係る就学支援金の支給を受ける事由が消滅したときは、その旨を速やかに都道府県知事（当該支給対象高等学校等が地方公共団体の設置するものである場合にあつては、都道府県教育委員会。イにおいて同じ。）に届け出なければならないと規定している。

イ 就学支援金支給法施行規則4条2項は、都道府県知事は、アによる届出があつたときは、当該届出に係る受給権者であつた者に対し、支給対象高等学校等であつた高等学校等の設置者を通じて、その旨を通知しなければならないと規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、平成30年4月9日付けで、処分庁に対し、就学支援金支給法4条の規定に基づき、入学した県立高等学校（以下「本件高等学校」という。）における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定（受給資格の認定）の申請をした。

処分庁は、審査請求人に対し、平成30年5月10日付けで受給資格の認定をし、同年4月から就学支援金を支給することとした。

（高等学校等就学支援金受給資格認定申請書、「高等学校等就学支援金の受給資格認定等について」と題する書面）

(2) 審査請求人は、令和元年6月17日付けで、処分庁に対し、「税額通知書等を確認したところ、課税額要件に非該当（親権者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を合算した額が507,000円以上）であるため」として、就学支援金を受給しないとの申出（以下「本件申出」という。）をした。

（高等学校等就学支援金不受給申出書）

(3) 処分庁は、審査請求人に対し、令和元年7月10日付けで、本件申出がされたことにより審査請求人の受給資格が消滅したことを確認する処分

(本件処分)を行い、同月から令和2年6月までの就学支援金を支給しないこととした。

本件高等学校長は、審査請求人に対し、令和2年7月10日付けで、上記内容を通知した。

(令和元年7月10日付け決裁文書「高等学校等就学支援金の支給決定等について」、「高等学校等就学支援金の受給資格の消滅について」と題する書面)

(4) 審査請求人は、令和元年10月11日付けで、処分庁に対し、就学支援金支給法4条の規定に基づき、受給資格の認定の再申請をした。

処分庁は、審査請求人に対し、令和元年10月11日付けで受給資格の再認定をし、同月から就学支援金を支給することとした。

(高等学校等就学支援金受給資格認定申請書、「高等学校等就学支援金の受給資格認定等について」と題する書面)

(5) 審査請求人は、令和元年10月11日、処分庁を経由して、審査庁に対し、本件処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(6) 審査庁は、令和2年5月29日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が本件申出をしたのは、審査請求人の保護者が、本件高等学校から配布された就学支援金に関する資料を見て、高等学校等奨学給付金(以下単に「奨学給付金」という。)の支給要件(生活保護世帯又は市町村民税所得割非課税世帯が対象)を就学支援金の支給要件と誤認して、審査請求人は就学支援金の支給要件に該当しないと思い込んだためである。しかし、審査請求人は就学支援金の支給要件に該当しているから、本件処分は就学支援金制度の趣旨に反するものである。したがって、令和元年7月から同年9月までに遡って就学支援金の支給を求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 就学支援金の受給権は、申請に基づき付与される権利であり、受給権を放棄することは、受給権者であれば、可能であると解されるから、処分庁が本件申出があったことをもってした本件処分は、就学支援金支給法4条等の関係法令の規定及びその解釈に従った適正なものといえる。

審査請求人は、就学支援金の支給要件という本件申出をする上で極めて重要な点に関して錯誤をしており、その点に関する錯誤がなかったならば、審査請求人が本件申出をすることはなかったと考えられるから、審査請求人の錯誤は法律行為の要素に関する錯誤であったといえる。しかし、通常期待される注意をもって本件高等学校から配布された書類一式を通読したならば、制度の性格を大きく異にする就学支援金の支給要件と奨学給付金の支給要件とを誤認することはなかったはずであるから、審査請求人の判断には重大な過失が認められる。

したがって、審査請求人は、本件において錯誤による無効（民法（明治29年法律第89号）95条（平成29年法律第44号による改正前のもの））を主張することはできず、受給権放棄は、何らの瑕疵なく成立したものと考えられるから、有効な受給権放棄に基づいてした本件処分は、関係法令の規定及びその解釈に従った適正なものといえる。

なお、審査請求人は、錯誤による無効の根拠として、本件処分の通知の趣旨に関する質問に対して担任教諭から事実と異なる回答があったことも主張している。しかし、審査請求人は、担任教諭の回答の有無やその内容にかかわらず、本件申出をした時点において既に錯誤に陥っていたのであるから、錯誤による無効を主張することはできない。

- 2 審査請求人は、本件処分は就学支援金制度の趣旨に反するものであると主張している。就学支援金支給法は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために就学支援金の支給を受けられることができることとするにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とすると規定している（1条）ところ、この規定は、あくまで就学支援金制度によって実現しようとする目的を定めたものであるから、審査請求人の主張を認めることはできない。
- 3 審査請求人は、本件処分によって受給することができなかった令和元年7月から同年9月までの就学支援金の遡及支給が認められるべきであると主張している。就学支援金の遡及支給は、受給資格の認定の申請ができなかったことにつき、やむを得ない理由が認められる場合に行われるものである。審査請求人は、重大な過失に基づく錯誤によって、本件申出により受給資格が消滅するということを認識していなかったことがうかがえるから、受給資格の認定の申請をすることができなかったことに関し、真に審査請求人の責めに帰することのできない客観的な事情が存在し、上記3か月分の就学支援金を

受給することができないことが極めて酷である場合に当たるとはいえない。

したがって、審査請求人が主張する就学支援金の遡及支給を認めることはできない。

4 以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續について、特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件処分の違法性又は不当性について

(1) 本件処分は、審査請求人から就学支援金を受給しないとの申出（本件申出）がされたことを受けて、されたものである（上記第1の2の(2)及び(3)）。

本件申出をした高等学校等就学支援金不受給申出書（以下「本件申出書」という。）を見ると、就学支援金の不受給の申出をする理由として、三つの理由（「税額通知書等を確認したところ、課税額要件に非該当（親権者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を合算した額が507,000円以上）であるため」、「在学要件非該当（高校既卒者等）のため」又は「その他（ ）のため」）が記載され、そのいずれかにチェックをすることとされているところ、審査請求人は、本件申出をする理由として、「税額通知書等を確認したところ、課税額要件に非該当（親権者全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を合算した額が507,000円以上）であるため」にチェックをしている。しかし、本件申出書には税額通知書等は添付されていないし、処分庁においても、審査請求人が上記課税額要件に非該当であるか否かを審査していない（令和2年6月22日付けの審査庁の事務連絡）。

そうすると、就学支援金は、受給資格の認定を受けた者（受給権者）に対して支給されるものである（上記第1の1の(2)のア）から、本件申出は、受給資格の認定の申請を撤回するもの（受給資格の認定の申請の効力を将来に向かって失わせるもの）であり、その撤回の理由（本件申出書でチェックをすることとされている上記不受給の申出をする理由）は、本件処分の要件にはなっていないといえることができる。

したがって、本件処分は、審査請求人から受給資格の認定の申請を撤回する意思表示があったことを受けて、審査請求人の受給資格が消滅したことを確認したものであるから、本件処分は適法である。

- (2) 審査請求人は、審査請求人が本件申出をしたのは、審査請求人の保護者が、本件高等学校から配布された就学支援金に関する資料を見て、奨学給付金の支給要件（生活保護世帯又は市町村民税所得割非課税世帯が対象）を就学支援金の支給要件と誤認して、審査請求人は就学支援金の支給要件に該当しないと思い込んだためであると主張している。

しかし、審査請求人は、平成30年4月に本件高等学校に入学した際、就学支援金に関する資料（「授業料と就学支援金について」と題する資料一式）の配布を受けている（令和2年6月10日付けの審査庁の事務連絡）ところ、その資料の中には、就学支援金の支給要件を説明した資料のほか、**「A県の高校生のための奨学金・貸付金・給付金制度」**の概要を紹介した資料も含まれていた（審査庁の上記事務連絡）のであるから、審査請求人は、就学支援金制度と奨学金・貸付金・給付金制度の相違及びそれぞれの支給要件を理解した上で、平成30年4月9日付けの受給資格の認定の申請（上記第1の2の(1)）をしたものというべきである。

そして、本件申出書には、上記(1)のとおり、就学支援金の課税額要件が明記されており、審査請求人は、本件申出をする理由として、その「課税額要件（・・・）に非該当であるため」にチェックをしているのであるから、審査請求人は、就学支援金の課税額要件も十分認識した上で、本件申出をしたものというべきである。

したがって、奨学給付金の支給要件を就学支援金の支給要件と誤認したとの審査請求人の上記主張は、採用することができない。

- (3) 審査請求人は、令和元年7月から同年9月までに遡って就学支援金の支給を求めている。

審査請求人は、令和元年10月11日付けで、処分庁に対し、就学支援金支給法4条の規定に基づき、受給資格の認定の再申請をし、処分庁は、審査請求人に対し、受給資格の再認定をした（上記第1の2の(4)）。就学支援金の支給は、受給権者の認定の申請をした日の属する月から始まる（上記第1の1の(2)のイ）から、受給資格の再認定による就学支援金の支給が令和元年10月から始まることは明らかである。

なお、就学支援金支給法6条3項は、受給権者が「やむを得ない理由」

により受給資格の認定の申請をすることができなかつた場合における就学支援金の支給の特例（就学支援金の遡及支給）について規定している（上記第1の1の(2)のウ）。審査請求人が上記特例の適用を主張するのであれば、令和元年10月11日付けで受給資格の認定の再申請をするまで、「やむを得ない理由」により受給資格の再申請をすることができなかつたことを主張立証する必要があるが、審査請求人は、その主張立証をしていないし、一件記録を検討しても、「やむを得ない理由」があつたことをうかがわせる資料は見当たらない。かえって、本件申出書には、「留意事項」として、「本申出書を提出した後に、高等学校等就学支援金の受給を希望する場合には、高等学校等就学支援金受給資格認定申請書を学校設置者に提出し、その提出のあつた月分から支給されます。」との記載があること、審査請求人は、令和元年7月10日に本件処分があつたことを知つたこと（同年12月15日付けの補正書）、そして、本件処分があつたことを審査請求人が知ることとなつた本件高等学校長の審査請求人宛ての書面には、「高等学校等就学支援金の受給資格の消滅について」とのタイトルが付され、本文中に「令和元年7月～令和2年6月の高等学校等就学支援金については、支給しないこととなりました。」との記載がされていたことを踏まえるならば、本件において審査請求人が令和元年10月まで受給資格の認定の再申請をすることができない「やむを得ない理由」があつたとは認められない。

したがって、就学支援金の遡及支給を求める審査請求人の上記主張も、採用することができない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	中	山	ひ	と
委	員	野	口	貴	公
					美